

# 第1回川口市総合計画審議会次第

日 時：平成26年11月20日（木）午後1時

場 所：本庁舎5階 大会議室

- 1 開 会
- 2 委嘱書交付
- 3 市長あいさつ
- 4 自己紹介
- 5 正・副会長の互選
- 6 正・副会長あいさつ
- 7 諮 問
- 8 勉強会「総合計画について」（埼玉大学教授 齋藤 友之 氏）  
  
・・・ 休 憩 ・・・
- 9 議 事
  - （1）審議会の進め方について
  - （2）第5次川口市総合計画の策定について
  - （3）審議会日程について
- 10 その他
- 11 閉 会

# 川口市総合計画審議会委員名簿（順不同・敬称略）

委員数：20名

任 期：平成26年11月20日（木）から

平成26年11月20日現在

No.	氏名	団体等
1	カナイ トシユキ 金井 利之	東京大学大学院教授
2	サイトウ トモユキ 齋藤 友之	埼玉大学教授
3	ヨシダ エイジ 吉田 英司	市議会議員
4	マツモト ススム 松本 進	市議会議員
5	コバヤシ ヒロシ 小林 宏	市議会議員
6	カネコ ノブオ 金子 信男	市議会議員
7	イシカワ ヨシアキ 石川 義明	川口新郷工業団地協同組合
8	イトウ ミツオ 伊藤 光男	川口商工会議所
9	オカダ キミコ 岡田 公子	川口四季倶楽部
10	カナザワ サチヨ 金澤 幸代	川口市民生委員・児童委員協議会
11	コジマ タカヨシ 小嶋 隆善	川口機械工業協同組合
12	コハラ テイジ 小原 貞次	鳩ヶ谷商工会
13	タケイ ヨシチカ 武井 美親	グラウンドワーク川口
14	タツノクチヨシコ 龍口 喜子	元市立中学校校長
15	ヘタ タケヒサ 邊田 武久	朝日東地区連合町会長
16	ヤマオカ タカシ 山岡 孝	元農業委員
17	ヤマザキユタカ 山崎 豊	特定非営利活動法人 障害者の地域生活をひろく会
18	ヤマザキ 山崎 さおり	埼玉県川口保健所
19	クリキ アツコ 操木 敦子	公募委員
20	ヤタベ チハル 谷田部 千春	公募委員

# 川口市総合計画審議会幹事・書記名簿

平成26年11月20日現在

## ◎幹事

(敬称略)

	職名	氏名	備考
1	市長室長	清水 竹敏	
2	政策審議監	蓮尾 重徳	
3	企画財政部長	橋口 純一	
4	総務部長	大津 祥治	
5	危機管理部長	沢田 龍哉	
6	理財部長	岩城 和美	
7	市民生活部長	小西 茂	
8	福祉部長	大久保 光人	
9	健康増進部長	安田 恭一	
10	健康増進部理事	飯田 明子	
11	環境部長	高橋 幸司	
12	経済部長	原田 倫則	
13	建設部長	押田 好正	
14	技監兼都市計画部長	粟津 貴史	
15	都市整備部長	境沢 孝弘	
16	下水道部長	黒須 一雄	
17	水道部長	田中 光博	
18	医療センター事務局長	弓場 賢一郎	
19	生涯学習部長	江連 保明	
20	学校教育部長	茂呂 修平	
21	消防長	榎本 和夫	
22	政策審議員	鈴木 浩幸	
23	政策審議員	田村 文男	
24	政策審議員	横溝 勝	
25	政策審議員	宮澤 章公	

## ◎書記

	職名	氏名	備考
1	総合政策課長	瀬切 裕子	
2	総合政策課課長補佐兼総合政策係長	小山 正治	
3	総合政策係主査	小川 俊明	
4	総合政策係主任	芝崎 美紀	
5	総合政策係主任	吉川 崇	
6	総合政策係主任	芦澤 達也	
7	総合政策係主事	山本 有香	

○川口市総合計画審議会設置条例

(設置)

第1条 総合計画策定の円滑な推進を図ることを目的として、川口市総合計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(昭和49条例13・平成18条例50・一部改正)

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、総合計画（本市の将来の総合的かつ基本的な施策に関する基本構想及び基本計画をいう。）の策定に関する基本的事項について調査審議する。

2 審議会は、前項に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べることができる。

(昭和53条例46・全改)

(委員)

第3条 審議会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、市政の各分野に深い識見を有する者のうちから市長が委嘱する。

3 委員の任期は、当該諮問に係る審議が終了するまでの期間とする。

(昭和53条例46・平成10条例2・平成18条例50・一部改正)

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会は、半数以上の委員が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 審議会が、特に必要があると認めるときは、関係者の出席又は資料の提出を求めることができる。

(幹事及び書記)

第6条 審議会に幹事及び書記若干人を置き、市長がこれを任命する。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、企画財政部において処理する。

(昭和44条例25・昭和51条例44・昭和53条例46・昭和55条例18・昭和57条例1・平成10条例2・一部改正)

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則 (略)

【総合計画審議会用】

# 第5次川口市総合計画 案文



### 3.序論

#### 3-1.川口市の沿革

川口という地名は、旧入間川（現在の荒川）と芝川が合流する場所であったことに由来するといわれ、鎌倉時代の作とされる「とはずがたり」、室町時代の作とされる「義経記」に記された「小川口」という地名が現在の川口にあたりとされています。

江戸時代に入ると川口はそのほとんどが幕府直轄領となり、関東郡代伊奈氏が民政を担当し、赤山陣屋を拠点として河川改修、新田開発等に尽力しました。また、将軍の日光参詣のための街道として日光御成道が整備され、宿駅として川口宿・鳩ヶ谷宿はにぎわったようです。

また、巨大都市江戸で日常物資への需要が急激に高まり、川口は、荒川や芝川による舟運を利用した江戸向けの商品の開発、生産や流通が盛んになりました。この頃から、川口の代名詞ともなっている鋳物工業や植木産業などが発展しはじめ、産業都市としての礎が築かれていきました。

明治時代になると、日本の近代化の中であって、川口は重要な役割を担うようになり、次第に機械部品や大型鋳物の製造が盛んになりました。川口には河川交通や街道があったこと、東京市場や京浜工業地帯を近くに控えていたことなどの優位性もあり、日用品鋳物に代わり土木建築用鋳物や機械鋳物の生産が増加し、併せて関連産業の分業化が進展しました。

明治43年の川口町駅（現川口駅）開設による陸上輸送の増強などもあり、川口の鋳物の販路は、関東地方から、東北、北陸、東海地方へ広がり、さらには朝鮮、台湾にまで広がりました。そして、大正3年の第一次世界大戦の勃発により、外国からの注文が急増し、京浜工業地帯の急速な発展とともに機械鋳物の生産が増大し、本市の機械工業も発展していくこととなります。

第二次世界大戦終戦後は、生活物資が不足する苦難の時代を経ながら、鋳物工業の再生を核とする復興が進められました。昭和39年の東京オリンピックに使用された聖火台は、戦後の復興を果たした日本のシンボルであるとともに、川口鋳物を代表する作品です。このような鋳物工業の歩みの中で、木型工業や機械工業など、機械金属分野に関連する多数の工場の集積が進みました。また、植木産業は、戦後の高度経済成長期における急激な都市化の進展に伴う需要増と造園技術の進歩があいまって、安行ブランドといわれるほどになっていきました。

市域に目を向けると、昭和8年に川口町、横曽根村、南平柳村、青木村が合併して、川口市として市制が施行されて以降、数度の合併や分離を繰り返して現在の市域を形成していくこととなります。昭和15年には鳩ヶ谷町、新郷村、芝村、神根村と合併、昭和25年に鳩ヶ谷町が分離、昭和31年には安行村と合併、昭和32年に安行の一部が草加町へ編入、美園村とは昭和35年の一部編入及び昭和37年の一部合併、そして、平成23年10月11日には現在の市域を形成することとなる鳩ヶ谷市との合併があり、約58万人の市民を擁する都市として発展し、現在に至っています。

## 3-2.川口市の特色

### (1) 立地環境と人口集積

本市は、北は県庁所在地であるさいたま市に、南は首都東京に隣接し、埼玉県の南の玄関口として都心から10～20km圏内に位置しています。この恵まれた立地に併せ、国道122号や東北自動車道、首都高速川口線が南北に縦断し、東京外かく環状道路が東西を横断しています。さらに、鉄道は、ほぼ三角形を形成するようにJR京浜東北線・JR武蔵野線・埼玉高速鉄道線が通っており、経済活動や市民生活の面で利便性の高い立地環境となっています。

かつて川口駅周辺には鋳物工場が集中していました。しかし、昭和40年代後半の第一次オイルショックの後、移転や廃業が相次ぎ、その工場跡地には、都心へのアクセスの良さからマンションが建設されました。このようなこともあり、本市はベッドタウン化が進み、人口が集積してきました。

### (2) 町会・自治会組織の充実

町会・自治会は、地域コミュニティの担い手として、本市における協働の原点といえます。昭和50年代から全国に先駆け、町会の協力を得てびん・かんなどをリサイクルする川口方式を確立したことは大きな実績といえます。

また、町会・自治会では運動会や防災訓練をはじめとする活動が活発に展開されています。活動が活発な要因としては、各地区に設置されている公民館が拠点となったことや、本市が古くからの中小企業のまちであり、助け合いの風土があったことなどがあげられます。

一方、近年の本市の町会・自治会加入率は低下傾向にあります。しかし、災害時における自助や共助の観点などからも、市民同士のつながりを育む町会・自治会の重要性はますます高くなっています。行政としても、町会・自治会を地域の大切なコミュニティと位置づけ、地域の意見の把握や行政の情報を発信することを目的に、市職員を町会相談員として各町会・自治会に配置するなど、地域のコミュニティづくりの推進に積極的に関わっています。

### (3) 特色ある産業の立地

本市は、大消費地である東京に隣接していることを背景として、伝統的な鋳物工業をはじめ、機械工業、木型工業などによる「ものづくりのまち」として発展し、活気あふれる中小企業の集積が進みました。現在でも我が国有数の産業都市として、日本のものづくりにおいて重要な役割を担っています。

また、植木、花き、造園を中心とする緑化産業も本市の特徴ある産業の一つであり、特に安行植木は全国的にも知られています。

さらに、SKIPシティでは、インキュベートオフィスや映像・コンテンツ関連の取り組みが活発になっており、新たな産業振興の拠点としての役割を先導しています。

### (4) 都市近郊の豊かな「水」と「緑」

本市は、荒川、芝川、見沼代用水などから構成される水系や、安行台地、見沼田圃、都市農地などの首都圏における貴重な緑地空間など、豊かな「水」と「緑」の資源を有しています。

このような「水」と「緑」は、人にうるおいとやすらぎを与える景観やレクリエーションの場としての機能を有するとともに、環境保全や防災としての機能も備えています。本市では生産緑地地区や保全緑地の指定による貴重な緑の保全や整備を進めるとともに、公共施設や民有地の緑化なども推進しています。

### 3-3.社会情勢の変化

#### (1) 少子高齢化・人口減少社会と世帯構造の変化

平成 22 年の国勢調査では、日本の総人口は 1 億 2,806 万人でした。また、国立社会保障・人口問題研究所の日本の将来推計人口（出生中位推計 平成 24 年 1 月）によれば、以後長期の人口減少過程に入るとされており、平成 38 年には 1 億 1,989 万人を推計し、さらに平成 60 年には 1 億人を割って 9,913 万人になるものと推計されています。

また、少子化もますます進んでおり、出生数は第二次ベビーブームのピークを迎えた昭和 48 年の 209 万人から平成 22 年には 107 万人にまで減少しています。年少人口（0～14 歳）は、国勢調査によると昭和 55 年頃の 2,750 万人規模から平成 22 年には 1,680 万人にまで減少しており、将来推計においても、減少傾向は変わらず、平成 38 年には 1,296 万人に減少するとされています。

一方、老年人口（65 歳以上）は、平成 22 年現在で 2,948 万人となっており、以降も緩やかな増加を続け、平成 38 年には 3,658 万人になると推計されています。

家族類型については、これまでの主流であった夫婦と子の世帯は今後減少傾向にあり、平成 22 年に 1,447 万世帯ほどであったものが、平成 37 年には 1,313 万世帯程度になると推計されています。一方、単独世帯は今後増加傾向にあり、平成 22 年には 1,679 万世帯であったものが、平成 37 年には 1,865 万世帯になると推計されています（日本の世帯数の将来推計 平成 25 年 1 月推計）。

日本創成会議の人口減少問題検討分科会が平成 26 年 5 月にとりまとめた提言によれば、今後は日本の地方における人口減少が著しく、人口の再生産力を示す若年女性（20～39 歳）人口が、平成 52 年までに 50%以上減少する市町村は 896（全国の市町村の 49.8%）にのぼるといふ推計がなされています。また、若年女性が高い割合で流出し急激に減少するような地域では、いくら出生率が上がっても将来的には消滅するおそれが高いと提言しています。

これらの人口減少等の諸問題は、地域経済をはじめとする地域の活力に大きな影響を及ぼすことが懸念されています。こうした、我が国が直面する大きな課題に対して、各地域がそれぞれの特徴を活かした自律的で持続的な社会を創生できるよう内閣に「まち・ひと・しごと創生本部」が設置され、政府一体となった取り組みが始まっています。

#### (2) 子育て環境のさらなる充実化

共働き世帯の増加や核家族化の進展、地域での人間関係の希薄化に伴い、子育てをやる親の負担や不安・孤立感が増加しています。また、厚生労働省の発表によると、保育所の待機児童数は平成 22 年をピークに 3 年連続減少傾向にあるものの、依然として待機児童は解消しておらず、子育て環境のさらなる改善・充実が求められています。

こうした問題を解決するため、平成 24 年 8 月に、子ども・子育て関連 3 法が成立し、各市町村は、地域市民のニーズを踏まえながら、幼児教育、保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進していくこととなりました。

#### (3) 医療・介護ニーズの高まり

先述したように、65 歳以上の老年人口は今後も増加傾向にあり、国立社会保障・人口問題研究所によると、平成 24 年時点では、20～64 歳の 2.41 人が 65 歳以上 1 人を支えるという状況から、平成 39 年は、同 1.77 人、平成 62 年には、同 1.23 人になると推計

されています。

また、要介護（要支援）の認定者数は厚生労働省によれば、平成 25 年 4 月現在で 564 万人となっており、平成 12 年 4 月からの 13 年間で約 2.6 倍に増加しています。

このような状況の中、団塊の世代が 75 歳以上となる平成 37 年以降は、医療や介護の需要が一層増加することが見込まれています。

さらに、日本の総人口が減少していく中においても、医療施設を利用する患者数や要介護認定者数の増加は東京圏において顕著であり、他地域と比較して相対的に医療や介護のニーズが高まることが予想されます。

国は、この状況への対応として、平成 37 年を目途に、高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもとで、可能な限り住みなれた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、住まい、医療・介護、予防、生活支援が一体的に提供される地域の包括的な支援・サービス提供体制（地域包括ケアシステム）の構築を推進することとなりました。このような支援・サービス提供体制は、市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基つき、地域の特性に応じて作り上げていくことが必要です。

#### **(4) 日本の将来を担う人材育成の必要性**

グローバル化が進展し、新興国が台頭してきている現状において、日本の国際的な存在感の低下が懸念されています。また、少子高齢化の進展による社会全体の活力の低下や、地域のつながりの希薄化によるセーフティネット機能の低下が招く規範意識の低下なども懸念されています。

一方、将来の日本を担う人材に目を向けると、日本人の海外留学生数は減少傾向にあり、高校生の自己肯定感の低さなども指摘されています。今後も日本が一定の存在感を発揮していくためには、これらの課題と向き合い、その担い手となり得る人材を育てていくことが重要課題となっています。

このようなことを背景に、国は、教育における新たな指針として第 2 期教育振興基本計画を策定しました。この中では、今後の施策の力点として、変化の激しい「社会を生き抜く力の養成」や「未来への飛躍を実現する人材の養成」を掲げました。加えて、これらを推進する基盤を作るため、誰もがアクセスできる多様な学習機会を提供するといった「学びのセーフティネットの構築」や、学校教育だけにとどまることなくさまざまなコミュニティと連携して人材の育成を図る「絆づくりと活力あるコミュニティの形成」といった、従来の考え方からさらに発展した方向性が示されました。

#### **(5) ものづくりの国としての競争力の低下**

国民経済計算によると、国内総生産ベースでの日本の産業構造は、昭和 45 年には第二次産業が約 4 割、第三次産業が約 5 割となっていました。平成 22 年時点では第二次産業の割合は約 2 割 5 分、第三次産業の割合が 7 割強となっています。このことから、近年、日本ではものづくりではなくサービス業が産業構造の主力に変化してきているといえます。

また、日本の貿易収支は長らく黒字を維持してきましたが、平成 23 年から平成 25 年の 3 年間は赤字が連続しています。これは、日本の製造業が生産拠点を海外に移転し、現地工場で製造した製品等を国内へ逆輸入していることも一因であると考えられています。

こうした日本の産業構造の変化や製造業の海外移転に伴い、国内の製造業関連の従業者数も減少傾向にあります。さらに若者の製造業新規入職者数も減少傾向にあり、特に高等学校卒業生の新規入職者数が大幅に減少しています（2014年版ものづくり白書）。

このようなことから、国内におけるものづくりの競争力は低下しつつあることがうかがえます。今後の国の方向性としては、既存製造業の維持・強化に努めつつ、担い手の確保・育成のため、女性や高度な技術を有する高齢者の登用等が重要ととらえられています。また、輸出力強化の担い手となり得るのは大企業だけではないとの考えから、希少かつ高度な技術を有する中小企業やベンチャー企業の発掘・支援等も重要であるととらえられています。

## **(6) 低炭素・循環型社会の推進**

「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づく地球温暖化対策推進本部において、「当面の地球温暖化対策に関する方針」が決定されました（平成25年3月）。これにより、平成25年度以降、平成32年までの国際的な温室効果ガス削減目標の登録が国連に対してなされ、国は今後も引き続き、地球温暖化対策に積極的に取り組んでいくこととしました。

また、この法律において、都道府県及び市町村は、地球温暖化対策計画の策定に努めるものとされており、特に特例市以上の地方公共団体は「再生可能エネルギーの利用促進」、「省エネルギーなどの事業者又は住民の活動の推進」、「公共交通機関の利用者の利便の増進等の地域環境の整備及び改善」、「循環型社会の形成」の4つの法定事項を盛り込んだ地方公共団体実行計画を定め、地域の自然的社会的条件に応じて取り組んでいくこととされています。

我が国において排出される温室効果ガスの量は、近年増加傾向となっており、その9割以上を二酸化炭素が占めています。平成24年度の二酸化炭素の排出量は12億7,600万トンであり、京都議定書の規定による基準年である平成2年の排出量11億4,400万トンと比べ、11.5%増加しています。このことから、化石燃料の消費量削減や再生可能エネルギーの利用推進など、低炭素社会の実現に向けた取り組みの重要性は増しているといえます。

循環型社会の推進に向けては、これまでも限られた資源を効率的に活用することによる天然資源の消費抑制や廃棄物等の発生抑制・再使用・再生利用（3R＝リデュース・リユース・リサイクル）といった環境負荷を減らす取り組みがなされています。これらの取り組みは、ごみの総排出量が減少傾向にあることなどからも一定の成果が出ていると考えられます。

## **(7) 持続可能な都市構造再構築の必要性**

国内では高度経済成長期以降に整備したインフラの老朽化が進んでおり、今後20年間で、建設後50年以上経過する施設の割合が加速度的に高くなる見込みとなっています。

インフラの維持管理に対する地方公共団体の役割は大きい一方、人材面、予算面、さらに技術面での課題により、対応がスムーズになされていないケースもみられます。対応が手遅れにならないためにも、将来を見据えながら、人材、財源、技術力の確保に努めていく必要があります。

また、地方都市では市街地で急激な人口減少が見込まれる一方、大都市では高齢者が急増することが見込まれています。

このような状況において、まちづくりの推進にあたっては、持続可能な都市構造への再構築を図りつつ、住民が健康で快適な生活を送ることができるように努めることが課題となってきます。その課題を解消するためには、公共施設を含めた既存ストックの有効活用や民間活力の活用などにより、地域に必要な都市機能を整備して地域の中心拠点・生活拠点の形成を図るといった地域の活性化が重要となってきます。

#### (8) 防災対策の必要性

平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災では、尊い市民の生命や財産が失われたことに加え、地震や津波によって多くの行政職員や庁舎が被災する等、有事に地域の指揮をとるべき行政も甚大な被害を受ける結果となりました。

文部科学省地震調査研究推進本部地震調査委員会（平成 16 年）の報告によれば、今後 30 年以内にマグニチュード 7 クラスの首都直下地震が起こる確率は 70% と想定されています。また、首都直下地震が起きると、深刻な道路交通麻痺、膨大な数の帰宅困難者の発生、密集市街地等における建物倒壊や焼失等をはじめ、東日本大震災時には発生しなかった事態が起こる可能性も指摘されています。

国は国土強靱化基本計画において「強さとしなやかさ」を備えた国土、経済社会システムを平時から構築するという発想の下、様々な対策を講じることとしました。地方公共団体においても、これら国の方針を踏襲しながら、有事における地域の安全・安心の確保を推進することが求められています。

#### (9) 地方公共団体の自立化促進に向けた動き

地方公共団体の組織及び運営の合理化を図るため、平成 26 年 5 月 30 日に「地方自治法の一部を改正する法律」が公布されました。この中では、大都市等に関する特例制度である特例市制度が廃止され、中核市制度の人口要件が「30 万人以上の市」から「20 万人以上の市」に改められました。これにより、これまで中核市の人口要件を満たさなかった人口 20 万人以上の市も、福祉や保健衛生、教育、環境保全、都市計画等に係る事務の一部の移譲を受けることが可能となり、市民に対してよりきめ細かな行政サービスの提供が行いやすい環境となりました。

そのほか、広域連携のための新たな制度が創設されました。これにより、他の普通地方公共団体と連携して事務を処理するための基本的な方針や役割分担を定める連携協約や、事務の一部を他の普通地方公共団体に管理・執行させる事務の代替執行ができるようになりました。

#### (10) 地方行財政健全化の動き

地方における経常収支比率は平成 16 年に初めて 90% 台に突入してから、平成 24 年までほぼ 90% 台の結果となっており、財政構造の弾力性が非常に低い状況となっています。経常収支比率の内訳をみると、人件費の比率が最も高くなっていますが、近年は扶助費の比率が高まってきています。扶助費は平成 14 年時点で 6.7 兆円でしたが、年々増え続け平成 24 年には 12 兆円にまで増加し、経常収支比率に占める割合が 6% から 11.2% となっています。また、借入金残高も長年増加し続けており、平成 24 年度末時点で約 201 兆円と、高い水準にあります。

一方、国においては「財政健全化に向けた基本的考え方」（平成 25 年 5 月 27 日財政制

度等審議会)の中で、「地方財政においては、財政健全化目標の達成に向け、国からの財政移転の増加や国からの税源移譲に頼って財源不足の縮小を図るのではなく、国と歩調を合わせて地方歳出の抑制と地方歳入の確保に取り組んでいくことが重要である。」ということを示しています。さらには、平成26年5月30日の「財政健全化に向けた基本的考え方」においては、「平成20年秋のリーマン・ショック以降、地方税収等と地方交付税等をあわせた地方の一般財源総額を高い水準で実質的に維持する観点から、地方財政計画の歳出において一般行政経費単独事業や歳出特別枠が増額されてきたほか、本来適正化すべき個々の歳出項目等の見直しが十分に行われていない。」とも示されており、地方自治体は、さらなる歳出の見直しと自立的な行財政運営が必要であると指摘されています。

### 3-4.川口市の状況

#### (1) 鳩ヶ谷市との合併

平成 23 年 10 月 11 日に川口市と鳩ヶ谷市は合併しました。これまで培われてきた両市の伝統・文化や地域の資源を活かし、一体的なまちづくりを進めています。

この結果、それぞれの地域の魅力を活かした「川口宿 鳩ヶ谷宿 日光御成道まつり」の開催など、成果も出てきました。

一方で、両市域を含めた広域的な観点からの一体的なまちづくりや、スケールメリットを活かした行財政運営の効率化は引き続き課題としてあげられます。

#### (2) 市民が活躍できる環境づくり

平成 21 年に施行された川口市自治基本条例に基づき、新たに川口市協働推進条例、川口市市民参加条例、川口市市民投票条例の 3 つの条例が制定されたことで、本市の市民参加によるまちづくりの環境が整いました。今後は、これらの条例に基づき、市民と行政が一体となって住みよいまちをつくっていくことが求められます。

#### (3) 川口市のアイデンティティの高まり

本市には、江戸時代のはじめ、元和 3 年（1617 年）に徳川家康の霊廟が日光に移されたことから、将軍の日光参詣のための街道として整備された日光御成道があります。この日光参詣の伝統をモチーフとした「川口宿 鳩ヶ谷宿 日光御成道まつり」が平成 24 年を皮切りに開催され、市内外から多くの参加者や観光客が訪れています。

また、広域的な集客性に配慮した「水と緑のオアシス空間」の創出をテーマに、自然環境や歴史文化遺産を活用した、地域の振興や都市農業の活性化にも資する公園として（仮称）赤山歴史自然公園の整備が着々と進められております。

これらに代表される川口市のアイデンティティの高まりは、川口市を代表する鋳物や植木などの産業、中央図書館やアートギャラリーアトリアといった教育・文化施設、そして、各所に存在する自然や文化財などとあいまって、川口市の魅力を形成していくことが期待されています。

#### (4) 地域社会のリーダーとなる人材の育成

本市の将来を背負って立つ地域社会のリーダーの育成、そして、本市全体の学力向上を担うリーディング校をめざすため、3 つの市立高等学校を再編・統合し、計画地に隣接する SKIP シティとの連携を推進して、新しい市立高等学校を設立します。市の中央部に位置する新市立高等学校は、市内小・中学校も含めた教育の中核的拠点として、平成 30 年度の開校をめざして整備します。

#### (5) 公共施設の老朽化

現在の本庁舎は、老朽化、狭あい化、庁舎の分散化などに加え、耐震性の低さもあり、建て替えが急務となっています。本庁舎の建て替えにあたっては、防災性のみならず地域の活性化、経済性、行政サービスの充実など、総合的な観点で検討が進められています。

また、本市では、高度経済成長期やその直後に多くの施設が建てられました。現在、これら多くの施設が一斉に更新時期を迎えており、多額の財政負担が想定されています。

## (6) 中核市へ向けた動き

本市は、地方分権を推進する観点から、平成 13 年 4 月に特例市へ移行したのち「彩の国中核都市」の指定（現在は制度廃止）を受けました。以来、埼玉県からの権限移譲を進め、より市民に身近な市がきめ細かな事務を行うことで、市民の負担を軽減し、地域の実情を踏まえた迅速・的確な対応を実施するなど、地方分権による市民サービスの向上に成果を挙げています。

しかし、先述の社会環境の変化等に適応しつつ、本市の特性を活かした持続的に発展し得るまちづくりを進めるためには、自らのまちのことを自ら決められる領域を拡大していく必要があります。そこで、平成 30 年 4 月 1 日を目標期日とし、中核市への移行をめざすこととしました。

### 3-5.まちづくり推進上の課題

#### (1) 市全体としての一体的なまちづくり

本市は地域によってその特色が異なります。主に南部では市街化が進み多くのインフラも整備され利便性の高い市街地が形成されている一方で、住工混在や住宅の密集といった課題を抱えています。また、北部は安行台地を中心とする緑豊かな環境が人々にうまいおいを与えてくれる一方で、インフラの整備を必要としている地域も残っています。

今後は、多様な魅力や課題を有する地域の特色を活かしつつ、市全体として住みよくなるよう一体的なまちづくりを行うことが必要です。

#### (2) 生涯安心な生活の実現

少子高齢化や核家族化の進展により、子育て、高齢者、障害者への支援など、市民ニーズの拡大が想定されます。さらにモノの豊かさが満たされた現代における心の豊かさへの希求は、これらの課題や市民ニーズを、なお一層、多様化・複雑化していくことも想定されます。今後は、これまで以上に的確に課題やニーズを把握し、全ての市民が生涯にわたって生きがいを持ち、安心して暮らせるまちづくりを進めることが必要です。

また、サポートされる人々だけでなく、サポートする人々にとっても、サポートしやすく住みよい環境づくりを行うなど、地域が互いに支え合う社会を実現することが求められます。

#### (3) 地域資源を活かした集客・交流を生むにぎわいの創出

本市は東京へのアクセスの良さから、東京のベッドタウンとして発展してきました。一方で、このアクセスの良さは交流人口を増やす優位性も持ち合わせています。

さらに、本市には（仮称）赤山歴史自然公園のような新しい魅力や産業・自然・文化財などの地域資源があります。

川口市に集客や交流を生み出すためには、アクセスの良さと地域資源を活かした「来て・見て・触れて」もらうための環境整備を行い、本市の魅力を市内外に発信して、多くの人々が行き交い、まち全体がさらに活性化する取り組みが必要です。

#### (4) 担い手の育成と市内産業のさらなる飛躍

元気なまちづくりを進める上では地域産業の活性化は欠かせません。本市ではものづくり産業や植木産業などの地域に根ざした産業が発展してきました。一方、本市の産業全般としてグローバル化、フラット化、そして都市化の影響もあり、操業が難しくなっているケースも見受けられます。これからは、こうした地域に根ざした産業に対する支援に併せて、時代に即した魅力ある会社や商品づくりなど、新しいビジネス展開への支援も必要となります。また、次世代を担う若い力に対しては、積極的な育成はもとより、こうした本市の魅力ある産業に注目をしてもらい、産学官が連携をしながら、貴重な川口市の人材が、川口市で力を発揮してもらえよう、環境を整備する必要があります。

#### (5) 危機に強い持続可能な行政運営基盤の構築

東日本大震災では、人々の生活だけでなく、重要な役目を果たすべき行政機能も寸断される事態が起きました。近い将来、高い確率で発生が予想されている首都直下地震が発生した場合でも行政機能を継続させるためには、堅牢な行政施設の整備やライフライ

ンの確保等の災害に強い行政運営基盤をつくる必要があります。

また、地震のほかにも、河川の氾濫などによる水害への対処等、本市が抱える災害リスクは様々です。さらに、新型インフルエンザをはじめとする新たな感染症の発生などの健康危機も想定されます。そのため、他の自治体との機能補完や市民・市民団体等と協力ができる体制を確立し、予測が難しい事態へも柔軟に対処できる、災害・危機に強いまちづくりを進める必要があります。

#### (6) 行財政運営の適正化

本市の経常収支比率は90%を超えており、財政構造の弾力性が失われている状況の中、少子高齢化の進展による医療・介護・生活保護費などの社会保障費や、老朽化した公共施設の更新に係る経費の増加が想定されています。

このような状況の中、適正に行財政運営を行っていくには、徹底したコスト削減や定員管理の適正化に取り組みつつ、市民ニーズを見極めた上で、必要性、適時性等を十分に考慮して事業を行うと共に、歳入においては、受益者負担の適正化、税込確保、新たな歳入の創出などを図っていく必要があります。

なお、施設の更新にあたっては、複合化や廃止なども視野に入れ、財政規模に見合った適正な施設数を検討したうえで、最大の効果が得られるように再配置をする必要があります。

#### (7) 中核市に向けた体制づくり

中核市への移行により、各種の事務権限が埼玉県から本市に移譲されます。市域の実情を熟知している市には、これらの権限を市民サービスの向上に結び付けるとともに、権限の移譲により各種団体等との関係性をより一層深め、相互に連携した市民サービスを向上させる施策を展開することが求められます。そのためには、財政力に見合った市政運営を念頭に置き、効果的で効率的な組織体制を基本として、移譲される事務と業務量、財政的な影響の精査及び検討を進めるとともに、専門職員の育成及び確保についても、計画的に進める必要があります。

## 4. 基本構想

### 4-1. 総合計画策定の目的

本市では、昭和 50 年の「川口市総合計画」から平成 22 年の「第 4 次川口市総合計画」まで、市政運営の指針となる総合計画を順次策定し、市勢の発展、市民生活の充実・向上に努めてきました。

その間の本市を取り巻く社会経済情勢に目を向けると、人口減少や少子高齢化の進展、地方分権の推進、ICT 普及拡大に伴う人々のコミュニケーションや価値観・生活スタイルの変化、東日本大震災の教訓を踏まえた防災・エネルギーに対する考え方の変化など、刻々と情勢が変動を続けています。

また、本市は、平成 23 年に鳩ヶ谷市と合併し、人口約 58 万人の新川口市としてスタートしました。さらに、平成 26 年には中核市への移行を新たな目標として掲げ、市が行うことのできる事務権限をさらに増やすことで、本市の特性を活かしたまちづくりを推進していくこととしました。

市内外のこうした変化に対応し、本市の限られた資源を効果的・効率的に活用して、多くの人々から選ばれるまちをめざすため、本市の将来の姿を示し、また、その将来の姿を実現するまちづくりの指針として、「第 5 次川口市総合計画」を策定しました。

## 4-2.総合計画の構成と期間

第5次川口市総合計画は、本市のまちづくりのビジョンを明らかにするものであり、本市の将来の姿を掲げるとともに、その実現に向けて必要な基本方針と施策の方向を定めるものです。本計画は分かりやすく実効性の高い計画とすることに重点を置き、「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」の3層構造で構成します。

### 基本構想（平成28年度から平成37年度までの10年間）

○まちづくりの基本理念と計画策定後10年間で達成をめざす将来の姿を示したものです。

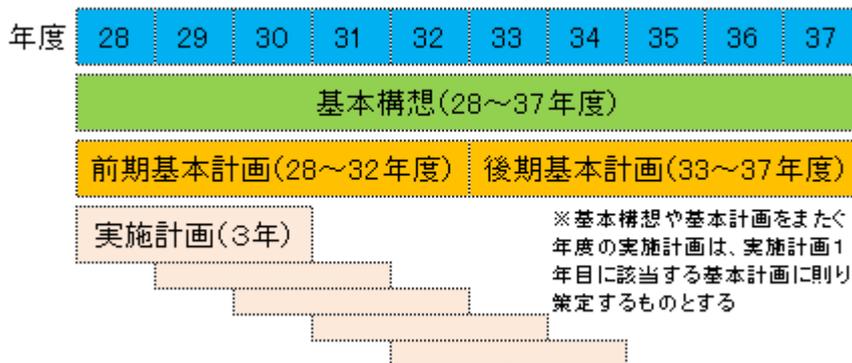
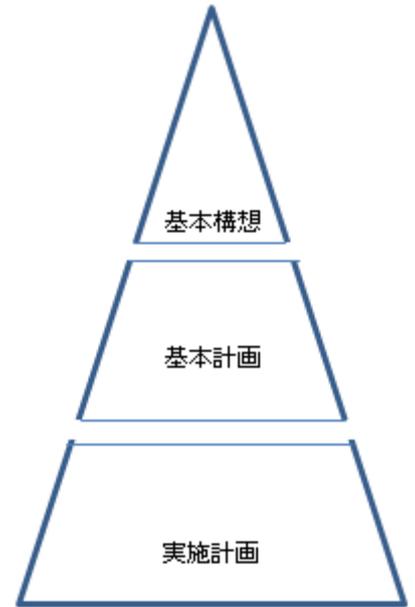
### 基本計画（前期・後期各5年間）

○基本構想の将来の姿を実現するために、特に重要性の高い課題と施策、そして、施策ごとに目標を示したものです。前期基本計画は平成32年度までの5年間とし、本市をとりまく社会経済情勢の変化に対応するため、平成33年度には後期基本計画を策定するものとします。

### 実施計画（各3年間）

○基本計画を推進する手段のうち、財政計画との裏付けを図りながら有効かつ効率的と考えられる事業を定めて示したものです。

実施計画は、毎年見直しを図り、3年先を見据えながら策定していきます。



#### 4-3.基本理念

本市では、川口市自治基本条例の趣旨を尊重しつつ、「市民とつくるまちづくり」、「多様な主体の共生共栄」、「持続可能な市政運営」を総合計画における基本理念とします。

この基本理念は、これからのまちづくりの根幹となる考え方です。

##### ○市民とつくるまちづくり

まちはそこで活動する市民のものであり、市民はまちづくりに参画することができます。市民と行政は、互いの役割を明確にし、相乗効果が得られるようそれぞれの得意分野を活かして、協働しながらまちづくりを進めていきます。

##### ○多様な主体の共生共栄

本市は地域性が豊かであり、そこには企業、市民団体、地域住民をはじめとする多くの魅力ある多様な主体が活動をしています。この多様な主体がお互いを尊重し合い共生できる環境をつくり、多様な主体同士や行政との交流を促進することで、各主体が持つ魅力や個性を活かしていきます。

##### ○持続可能な市政運営

まちづくりには、安定的に質の良い行政サービスを提供できる効果的かつ効率的な行政運営が必要です。継続的な歳入歳出の見直しからはじまり、行政改革を積極的に推進し、将来にわたって責任ある市政運営に努めます。

## 4-4.将来の姿

### (1) 将来都市像

#### 将来都市像

人と しごとが輝く しなやかでたくましい都市 川口

本市は「鋳物のまち」として全国に名を馳せてきました。鋳物には美観だけでなく「造形の自由度（しなやかさ）」「強靱で堅牢である（たくましさ）」等の優れた特質があります。また、同じく本市の特産である植木を始めとする緑も「（しなやかでたくましい）生命力」の象徴と言えます。

将来都市像で示した「しなやかさ」と「たくましさ」は、本市に受け継がれた伝統技術を意識しつつ、市民とともに進めていく都市づくりへの想いを籠めたものです。

子どもから大人まで全ての「人」と、魅力あふれる市内産業などの「しごと」が輝くことのできる、しなやかでたくましい都市をめざします。

### (2) めざす姿

将来都市像を実現するため、基本理念に則り、以下の6つの「めざす姿」を定めます。

全てのひとにやさしい“生涯安心なまち”

少子高齢化や核家族化、ライフスタイルの多様化が進む現代社会においては、より一層、地域社会における支え合いが大切です。

本市は地域の特性に応じて、子育て・高齢者福祉サービスの充実、保健施策のさらなる推進、医療体制の充実を図ります。さらに、市民、地域、行政が一体となって、互いに支え合う環境を整えることで、全ての人が、全てのライフステージにおいて健康で安心して暮らせるまちをめざします。

子どもから大人まで“個々が輝くまち”

教育は、ひとづくりとまちづくりの根幹であり、大切なものです。学校教育の場において「不易流行」の考えのもと、学校の教育力と指導力の向上を図り、子どもたちがのびのびと学べる環境をつくるなかで、本市は知・徳・体の調和のとれた人間形成をめざすとともに、しなやかさとたくましさをそなえた人材を育てる教育都市をめざします。

また、市民の多様な学習・活動意欲の高まりに対しては、自己実現をめざすための支援を行い、一人ひとりの個性や魅力を伸ばす環境づくりをします。これらの市民活動の成果が、まちの活力に反映するような機会を作っていくことが重要です。

このように、子どもから大人まで“個々が輝くまち”をめざすためにも、お互いが尊重・理解し合う環境づくりが欠かせません。

### 産業や歴史を大切にした“地域の魅力と誇りを育むまち”

本市には誇れる魅力がたくさんあります。鋳物や植木に代表される産業もそのひとつです。まちを元気にするには、市内産業の発展と振興が重要なことから、企業の経営基盤強化、技術力の伝承と発展、市製品の販売促進に力を注ぎ、地域経済の基盤をしっかりと築いていきます。

また、本市の魅力は産業だけではなく、歴史や伝統のある文化財、うるおいをもたらす緑地環境、地域にとって大切なお祭りや文化芸術など多種多様です。これらの魅力と誇りを育み、市内外に発信して多くの交流を生み出し、まちを元気にしていきます。

### 都市と自然が調和した“人と環境にやさしいまち”

本市は、都市機能が充実しているだけではなく、多くの緑地や川がある自然が豊かなまちでもあります。都市的営みの充実と自然環境の保全は両立の難しい課題ではありますが、生活環境の向上や廃棄物の発生抑制・再資源化といった持続可能な社会の創造と自然環境の保全・活用という施策を軸として、都市と自然が調和する、人にも環境にもやさしいまちをめざします。

### 誰もが“安全で快適に暮らせるまち”

本市は、それぞれ魅力や課題の異なる地域から成り立っており、地域ごとにその特性に対応した計画的な土地利用の推進を図ります。また、生活の基盤となるような交通や下水道などのインフラについては市内全域において効果的で効率的な整備を推進し、上水道は安全な水道水を安定的に供給し、誰もが快適に過ごせる環境を整備します。

さらに、日々を安全に暮らすため、都市整備においては地震や水害などの災害の発生を見据えた整備を行い、危機に強いまちづくりに努めます。また、災害や犯罪、新たな感染症などの脅威に対応するため、消防活動、防災・防犯対策、行政組織の体制を強化するとともに、市民への適切な情報発信や町会への支援など自助・共助の推進を図り、市民と共に安全に暮らせるまちをめざします。

### 市民・行政が協働する“自立的で推進力のあるまち”

本市は、自治の権限を拡大し、地域の課題を地域で解決する体制づくりを進めています。こうした、自立的な市政運営を力強く推進するため、川口市自治基本条例とそれに基づく3条例を尊重し、市民・行政の協働によるまちづくりを進めます。

また、計画的・効率的な行財政運営のため、人材の育成や公共施設の適正化など、限りある資源を最大限活用することを念頭におきながら、歳出の適正化と歳入の確保に努め、行政改革をさらに推進します。

## 5.総合計画の実現に向けて

地方分権の進展や少子高齢社会の到来といった社会情勢の変化により、本市が対応しなければならない課題は多様化・複雑化しています。そのため、本市における様々な取り組みや地域における課題の解決にあたっては、行政だけでなく、市民や事業者、NPOなどの多様な主体との協働により推進する必要があります。

また、限られた市の資源を効果的・効率的に活用するために、行政運営の質をさらに高めるとともに、市民の声を踏まえながら、選択と集中による施策・事業の展開を図る必要があります。

### (1) 市民と行政の協働によるまちづくり

川口市自治基本条例の施行に伴い、新たに「川口市協働推進条例」、「川口市市民参加条例」、「川口市市民投票条例」が制定されました。これにより、本市においては市民と市が双方向のコミュニケーションを通じて、魅力的な川口市をつくっていく環境が整いました。

今後、本市における様々な取り組みや地域の課題解決にあたっては、これらの考え方をよりどころとして、市民、市がそれぞれまちづくりの「主体」であることを自覚し、役割分担を明確にして、お互いの良いところを活かしながら、協働してまちづくりを行っていく必要があります。

### (2) 効果的・効率的な行政運営の推進

社会情勢の変化や行政需要の急速な拡大に伴い、行政の果たすべき役割があらためて問われており、厳しい財政状況にあっても、市民のニーズ、地域の実情に即した公共サービスを提供するため、常に時代の変化を機敏にとらえ、無駄なく効率的な行政運営を実現することが求められています。

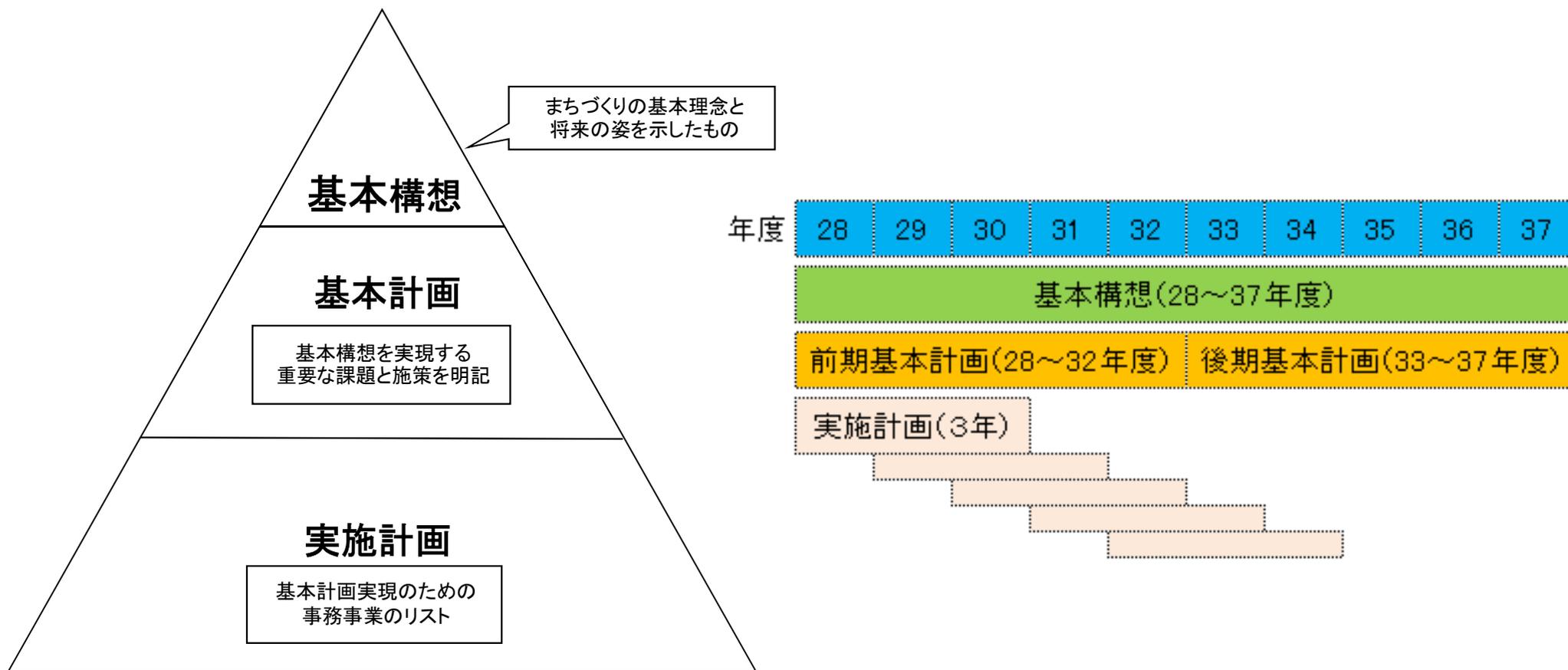
このような状況を踏まえ、本市では、常に市民の視点に立った行政サービスや行政体制を整備し、限られた行政資源を効果的に活用するため、①市民参加と市民本位の行政運営、②職員の育成や意識改革、組織の最適化等の時代の変化に対応する行政体制の確立、③安定した財政基盤の確立、④公共施設等の適正化といった観点に基づき、自立した行政運営をめざします。

また、自立した行政運営を実現するためにも、取り組みの成果や内容を常に省みつつ、改善点を次の取り組みへの的確に反映させていくことが重要です。第5次川口市総合計画の推進にあたっては、計画、財政、評価が連動したPDCAサイクルの確立をめざす中で、施策や事業の選択と集中のみならず、市民に提供するサービスの質的な向上に資する取り組みを推進します。

# 第5次川口市総合計画の構成

資料 1

(総計審H26.11.20)



## 第5次川口市総合計画書の構成(案)

(総計審H26.11.20)

1. あいさつ
2. 目次
<b>3. 序論</b>
3-1. 川口市の沿革
3-2. 川口市の特色
(1) 立地環境と人口集積
(2) 町会・自治会組織の充実
(3) 特色ある産業の立地
(4) 都市近郊の豊かな「水」と「緑」
3-3. 社会情勢の変化
(1) 少子高齢化・人口減少社会と世帯構造の変化
(2) 子育て環境のさらなる充実化
(3) 医療・介護ニーズの高まり
(4) 日本の将来を担う人材育成の必要性
(5) ものづくりの国としての競争力の低下
(6) 低炭素・循環型社会の推進
(7) 持続可能な都市構造再構築の必要性
(8) 防災対策の必要性
(9) 地方公共団体の自立化促進に向けた動き
(10) 地方行財政健全化の動き
3-4. 川口市の状況
(1) 鳩ヶ谷市との合併
(2) 市民が活躍できる環境づくり
(3) 川口市のアイデンティティの高まり
(4) 地域社会のリーダーとなる人材の育成
(5) 公共施設の老朽化
(6) 中核市へ向けた動き
3-5. まちづくり推進上の課題
(1) 市全体としての一体的なまちづくり
(2) 生涯安心な生活の実現
(3) 地域資源を活かした集客・交流を生むにぎわいの創出
(4) 担い手の育成と市内産業のさらなる飛躍
(5) 危機に強い持続可能な行政運営基盤の構築
(6) 行財政運営の適正化
(7) 中核市に向けた体制づくり
<b>4. 基本構想</b>
4-1. 総合計画策定の目的
4-2. 総合計画の構成と期間
4-3. 基本理念
○市民とつくるまちづくり
○多様な主体の共生共栄
○持続可能な市政運営
4-4. 将来の姿
(1) 将来都市像
(2) めざす姿
・全てのひとにやさしい“生涯安心なまち”
・子どもから大人まで“個々が輝くまち”
・産業や歴史を大切に“地域の魅力と誇りを育むまち”
・都市と自然が調和した“人と環境にやさしいまち”
・誰もが“安全で快適に暮らせるまち”
・市民・行政が協働する“自立的で推進力のあるまち”
<b>5. 総合計画の実現に向けて</b>
(1) 市民と行政の協働によるまちづくり
(2) 効果的・効率的な行政運営の推進
<b>基本計画(参考)</b>
1. 基本計画総論
1-1. 第4次川口市総合計画におけるまちづくり
1-2. 市民の意識
1-3. 人口の推計
1-4. 土地利用構想
1-5. 施策の体系(名称は今後検討)
2. かわぐちリーディングプロジェクト(仮称)
3. 基本計画各論
3-1. めざす姿別計画(名称は今後検討)
3-2. 地域別計画
4. 部門別計画一覧
<b>資料(策定体制・経過、用語解説等)</b>

## 3. 序論骨子（案）

## 3-1.川口市の沿革

- ◆ 川口市の地名の由来
- ◆ 川口市の産業の成り立ち
- ◆ 川口市の市域の成り立ち

## 3-2.川口市の特色

## (1) 立地環境と人口集積

→埼玉県南の玄関口、交通における利便性の高さ、ベッドタウン化と人口集積

## (2) 町会・自治会組織の充実

→川口市の町会・自治会組織の活動は活発。近年の加入率は低下傾向、行政の積極的な関わり

## (3) 特色ある産業の立地

→大消費地東京に隣接している「ものづくりのまち」、緑化産業の発展、SKIPシティでの取り組み

## (4) 都市近郊の豊かな「水」と「緑」

→豊かな「水」と「緑」、「水」と「緑」が持つ機能と保全、整備

## 3-3.社会情勢の変化

## (1) 少子高齢化・人口減少社会と世帯構造の変化

→少子高齢化の進展、世帯構造の変化  
→内閣に「まち・ひと・しごと創生本部」を設置

## (2) 子育て環境のさらなる充実化

→子育てに対する負担や不安・孤立感の増加  
→依然解消されない待機児童  
→国による子ども・子育て関連3法の成立

## (3) 医療・介護ニーズの高まり

→患者数・要介護認定者数の増加  
→国による地域包括ケアシステムの構築推進

## (4) 日本の将来を担う人材育成の必要性

→グローバル化による日本の国際的な存在感の低下  
→海外留学生数の減少と高校生の低い自己肯定感  
→「第2期教育振興基本計画」の策定

## (5) ものづくりの国としての競争力の低下

→産業構造の第3次産業へのシフト  
→製造業空洞化や従業者数減少に見られる製造業の競争力低下

## (6) 低炭素・循環型社会の推進

→国における継続的な地球温暖化対策の決定  
→地方公共団体に求められる地球温暖化対策の実行計画  
→引き続き重要な低炭素化と循環型社会の推進

## (7) 持続可能な都市構造再構築の必要性

→更新が必要な老朽化した施設の急増とその対応  
→地域に必要な都市機能整備による中心・生活拠点の形成

## (8) 防災対策の必要性

→東日本大震災を教訓とした防災対策の必要性  
→国土強靱化基本計画に基づく地域の安全・安心の確保

## (9) 地方公共団体の自立化促進に向けた動き

→法改正による中核市制度の改正  
→広域連携や事務の代替執行といった新たな制度の創設

## (10) 地方行財政健全化の動き

→弾力性の低い地方財政  
→地方自治体のさらなる歳出見直しと自立的な行財政運営

## 3-4.川口市の状況

## (1) 鳩ヶ谷市との合併

→鳩ヶ谷市との合併とお祭りなどの成果  
→引き続き必要な一体的でスケールメリットを活かしたまちづくり

## (2) 市民が活躍できる環境づくり

→自治基本条例と条例に基づく3条例の制定により整備された市民参加のための環境  
(川口市協働推進条例、川口市市民参加条例、川口市市民投票条例)

## (3) 川口市のアイデンティティの高まり

→日光御成道まつり、(仮称)赤山歴史自然公園などの新しい魅力と既存の魅力の融合

## (4) 地域社会のリーダーとなる人材の育成

→本市の教育リーディング校となる新市立高等学校の整備

## (5) 公共施設の老朽化

→本庁舎をはじめとする多くの公共施設の老朽化

## (6) 中核市へ向けた動き

→権限委譲による、より市民に身近できめ細かな行政の実現

## 3-5.まちづくり推進上の課題

## (1) 市全体としての一体的なまちづくり

→地域の特色を活かした一体的な魅力・機能の整備等

## (2) 生涯安心な生活の実現

→子ども、高齢者、障害者等とその生活を支える家族等が快適に暮らせる環境づくり

## (3) 地域資源を活かした集客・交流を生むにぎわいの創出

→地域資源や産業を活かした集客や交流の創出と地域の活性化

## (4) 担い手の育成と市内産業のさらなる飛躍

→地域に根ざした産業の活性化と新たな展開への支援、新たなビジネスの創出と担い手の育成

## (5) 危機に強い持続可能な行政運営基盤の構築

→災害時にも安心なまちづくり、行政機能の維持、広域連携や共助による相互補完等

## (6) 行財政運営の適正化

→財政構造の硬直化と社会保障費増を見込む時代における歳出の適正化や歳入の確保  
→更新が必要となる公共施設の増加に対応するファシリティマネジメントの推進

## (7) 中核市に向けた体制づくり

## 4. 基本構想骨子（案）

### 4-1. 総合計画策定の目的

- 昭和50年の「川口市総合計画」から平成22年の「第4次川口市総合計画」まで、市政運営の指針となる総合計画を順次策定し、市勢発展、市民生活の充実、向上に努めてきた。
- 一方、世の中は、本格的な少子高齢社会、地域主権の更なる進展、ICT普及拡大に伴う人々のコミュニケーションや価値観の変化、東日本大震災の教訓を踏まえた防災・エネルギーに対する考え方の変化等、変動が激しく予測が難しい情勢となっている。
- このような大きなうねりの中、川口市は鳩ヶ谷市と合併し、中核市へ向けて歩みだした。
- 市は市を取り巻く内外のこうした状況を踏まえながらも、限られた資源を有効活用し、自治基本条例の趣旨を尊重しながら、新たな川口市のあるべき姿としての指針を定める。

### 4-2. 総合計画の構成と期間

- 総合計画は、川口市のまちづくりのビジョンを明らかにするものであり、本市の将来の姿を掲げるとともに、その実現のために必要とされる施策の基本的な方向を定めるもの。
- 川口市総合計画は「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」の三層構造で構成されている。

**基本構想**  
まちづくりの基本理念と  
将来の姿を示したもの

**基本計画**  
基本構想を実現する重  
要な課題と施策を明記

**実施計画**  
基本計画実現のための  
事務事業のリスト

- 尚、基本構想は平成28年度から10年間とし、基本計画は前後期各5年、実施計画は毎年3年先を見据えて定める。

### 4-3. 基本理念

#### □市民とつくるまちづくり

→市民の市政に関わる権利等を踏まえ市民と行政が寄り添うまちづくり

#### □多様な主体の共生共栄

→それぞれの魅力・長所を活かした共生共栄のまちづくり

#### □持続可能な市政運営

→安定した質の良い行政サービスの提供と将来にわたった責任ある市政運営

### 4-4. 将来の姿

## 将来都市像【 人と しごとが輝く しなやかでたくましい都市 川口 】

本市は「鑄物のまち」として全国に名を馳せてきました。鑄物には美観だけでなく「造形の自由度(しなやかさ)」「強靱で堅牢である(たくましさ)」等の優れた特質があります。また、同じく本市の特産である植木を始めとする緑も「しなやかでたくましい生命力」の象徴と言えます。将来都市像で示した「しなやかさ」と「たくましさ」は、本市に受け継がれた伝統技術を意識しつつ、市民とともに進めていく都市づくりへの想いを籠めたものです。子どもから大人まで全ての「人」と、魅力あふれる市内産業などの「しごと」が輝くことのできる、しなやかでたくましい都市をめざします。

#### 【めざす姿】 全てのひとにやさしい “生涯安心なまち”

- 少子高齢化や核家族化、ライフスタイルの多様化が進む現代社会においては、より一層、地域社会における支え合いが大切です。
- 本市は地域の特性に応じて、子育て・高齢者福祉サービスの充実、保健施策のさらなる推進、医療体制の充実を図ります。さらに、市民、地域、行政が一体となって、互いに支え合う環境を整えることで、全てのライフステージにおいて健康で安心して暮らせるまちをめざします。

#### 【めざす姿】 都市と自然が調和した “人と環境にやさしいまち”

- 本市は、都市機能が充実しているだけでなく、多くの緑地や川がある自然が豊かなまちでもあります。都市的営みの充実と自然環境の保全は両立の難しい課題ではありますが、生活環境の向上や廃棄物の発生抑制・再資源化といった持続可能な社会の創造と自然環境の保全・活用という施策を両輪として、都市と自然が調和する、人にも環境にもやさしいまちをめざします。

#### 【めざす姿】 子どもから大人まで “個々が輝くまち”

- 教育は、ひとづくりとまちづくりの根幹であり、大切なものです。学校教育の場において「不易流行」の考えのもと、学校の教育力と指導力の向上を図り、子どもたちがのびのびと学べる環境をつくるなかで、本市は知・徳・体の調和のとれたしなやかでたくましい人材を育てる教育都市をめざします。
- また、市民の多様な学習・活動意欲の高まりに対しては、自己実現をめざすための支援を行い、一人ひとりの個性や魅力を伸ばす環境づくりをします。これらの市民活動の成果が、まちの活力に反映するよう機会を作っていくことが重要です。
- このように、子どもから大人まで“個々が輝くまち”をめざすためにも、お互いが尊重・理解合う環境づくりが欠かせません。

#### 【めざす姿】 誰もが “安全で快適に暮らせるまち”

- 本市は、それぞれ魅力や課題の異なる地域から成り立っており、地域ごとにその特性に対応した計画的な土地利用の推進を図ります。また、生活の基盤となるような交通や下水道などのインフラについては市内全域において効果的で効率的な整備を推進し、上水道は安全な水道水を安定的に供給し、誰もが快適に過ごせる環境を整備します。
- さらに、日々を安全に暮らすため、都市整備においては地震や水害などの災害の発生を見据えた整備を行い、危機に強いまちづくりに努めます。また、災害や犯罪、新たな感染症などの脅威に対応するため、消防活動、防災・防犯対策、行政組織の体制を強化するとともに、市民への適切な情報発信や町会への支援など自助・共助の推進を図り、市民と共に安全に暮らせるまちをめざします。

#### 【めざす姿】 産業や歴史を大切に “地域の魅力と誇りを育むまち”

- 本市には誇れる魅力がたくさんあります。鑄物や植木に代表される産業もそのひとつです。まちを元気にするには、市内産業の発展と振興が重要なことから、企業の経営基盤強化、技術力の伝承と発展、市産品の販売促進に力を注ぎ、地域経済の基盤をしっかりと築いていきます。
- また、本市の魅力は産業だけではなく、歴史や伝統のある文化財、うるおいをもたらす緑地環境、地域にとって大切なお祭りや文化芸術など多種多様です。これらの魅力と誇りを育み、市内外に発信して多くの交流を生み出し、まちを元気にしていきます。

#### 【めざす姿】 市民・行政が協働する “自立的で推進力のあるまち”

- 本市は、自治の権限を拡大し、地域の課題を地域で解決する体制づくりを進めています。こうした、自立的な市政運営を力強く推進するため、川口市自治基本条例とそれに基づく3条例を尊重し、市民・行政の協働によるまちづくりを進めます。
- また、計画的・効率的な財政運営のため、人材の育成や公共施設の適正化など、限りある資源を最大限活用することを念頭におきながら、歳入の適正化と歳入の確保に努め、行政改革をさらに推進します。

## 5. 総合計画の実現に向けて骨子（案）

### 5.総合計画の実現に向けて

地方分権の進展や少子高齢社会の到来といった社会情勢の変化により、本市が対応しなければならない課題は多様化・複雑化しています。そのため、本市における様々な取り組みや地域における課題の解決にあたっては、行政だけでなく、市民や事業者、NPOなどの多様な主体との協働により推進する必要があります。

また、限られた市の資源を効果的・効率的に活用するために、行政運営の質をさらに高めるとともに、市民の声を踏まえながら、選択と集中による施策・事業の展開を図る必要があります。

#### 川口市自治基本条例に基づくまちづくりのイメージ

##### (1)市民と行政の協働によるまちづくり

川口市自治基本条例の施行に伴い、新たに「川口市協働推進条例」、「川口市市民参加条例」、「川口市市民投票条例」が制定されました。これにより、本市においては市民と市が双方向のコミュニケーションを通じて、魅力的な川口市をつくっていく環境が整いました。

今後、本市における様々な取り組みや地域の課題解決にあたっては、これらの考え方をよりどころとして、市民、市がそれぞれまちづくりの「主体」であることを自覚し、役割分担を明確にして、お互いの良いところを活かしながら、協働してまちづくりを行っていく必要があります。



##### (2)効果的・効率的な行政運営の推進

社会情勢の変化や行政需要の急速な拡大に伴い、行政の果たすべき役割があらためて問われており、厳しい財政状況にあっても、市民のニーズ、地域の実情に即した公共サービスを提供するため、常に時代の変化を機敏にとらえ、無駄なく効率的な行政運営を実現することが求められています。

このような状況を踏まえ、本市では、常に市民の視点に立った行政サービスや行政体制を整備し、限られた行政資源を効果的に活用するため、

- ①市民参加と市民本位の行政運営
- ②職員の育成や意識改革、組織の最適化等の時代の変化に対応する行政体制の確立
- ③安定した財政基盤の確立
- ④公共施設等の適正化

といった観点に基づき、自立した行政運営をめざします。

また、自立した行政運営を実現するためにも、取り組みの成果や内容を常に省みつつ、改善点を次の取り組みへの確に反映させていくことが重要です。第5次川口市総合計画の推進にあたっては、計画、財政、評価が連動したPDCAサイクルの確立をめざす中で、施策や事業の選択と集中のみならず、市民に提供するサービスの質的な向上に資する取り組みを推進します。

## 川口市総合計画審議会開催スケジュール(平成26年度)

日 時	会 場	会議の内容
平成26年11月20日(木) 午後1時	本庁舎 5階 大会議室	委員委嘱式、市長諮問、勉強会、審議の進め方、総合計画の骨子説明
平成26年12月24日(水) 午前10時	水道庁舎 5階 大会議室	総合計画「3序論」「4基本構想」についての審議
平成27年1月22日(木) 午前10時	鳩ヶ谷 3階 304・305会議室	総合計画「4基本構想」についての審議
平成27年2月13日(金) 午後3時	鳩ヶ谷 3階 304・305会議室	総合計画「4基本構想」「5総合計画の実現に向けて」についての審議
平成27年3月12日(木) 午前10時	鳩ヶ谷 3階 304・305会議室	今年度審議部分の確認、基本計画についての説明、今後のスケジュール確認